

令和6年度国民スポーツ大会ブロック大会 助成対象経費基準表

令和6年4月27日

対象科目	基準（上限）	提出する証拠書類	留意事項	対象外経費
謝金	<p>医師 50,000円/日・名</p> <p>看護師 12,000円/日・名</p> <p>その他運営役員 9,000円/日・名</p>	<p>・謝金支給者名簿（兼）支出明細表（様式5） （受領者の氏名、金額等が一覧になっているもの）</p> <p>・領収書（様式6）</p> <p>・報酬・料金等の所得税徴収高計算書（写） 領収証書コピー</p> <p>・各競技団体で定める支給基準等資料 ※訂正する場合は、訂正者の訂正印を押印すること。</p>	<p>・証書類の支給団体名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。</p> <p>・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入すること。 ※署名があれば捺印不要。</p> <p>※住所は番地まで記載すること。</p> <p>・源泉徴収を行うこと。 ※源泉徴収については所管税務署の指導に基づき処理すること。</p> <p>・謝金の対象日は各競技会の競技実施日他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。</p> <p>・旅費は謝金には含まれないため、対象経費および対象外経費には計上しないこと。</p>	<p>・日当</p> <p>・受領日の記載がないもの</p> <p>・基準（上限）額の超過分</p> <p>・領収証において、訂正印がない場合や、受領印本人の捺印がないもの</p> <p>・学校や顧問等へ一括振込をしたもの</p>
印刷費	<p>大会を実施する上で直接必要な印刷物（実施要項、競技別プログラム、ポスター、パンフレット、チラシ等） ※冊子等を発行する上で必要な印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む</p>	<p>・見積書</p> <p>・契約書（1件20万円未満の場合は請書でも可）</p> <p>・納品書</p> <p>・請求書</p> <p>・領収書（または銀行振込伝票）</p> <p>・作製印刷物配布先等一覧（様式7）</p> <p>※単価・部数の明細がないものは不可</p>	<p>・証書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。</p> <p>・JKA補助事業であることが示されているものに限り対象となる。 ※原則、WEBにて情報発信等を行うことを推奨。</p> <p>・印刷業者に依頼した経費に限る。</p> <p>・印刷費として計上した印刷物については、現物を2部提出すること。</p> <p>・1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。</p> <p>※1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</p>	<p>・コピー代</p> <p>・報告書の印刷費</p> <p>・デジタルデータの作成費</p> <p>・領収書に明細がわかる記載がないもの</p>
会場費	<p>会場借上げ、会場設営等、会場使用に関わる経費</p>	<p>&lt;会場借上げ&gt; 施設所有者（管理者）が発行する ・使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの ・領収書（または銀行振込伝票） ※使用許可書等に料金単位が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。</p> <p>&lt;会場設営等&gt;</p> <p>・見積書</p> <p>・契約書（1件20万円未満の場合は請書でも可）</p> <p>・請求書</p> <p>・領収書（または銀行振込伝票）</p>	<p>・証拠書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。</p> <p>&lt;会場借上げ&gt;</p> <p>・開閉会式、競技会、会議に係る会場使用料を対象とする。</p> <p>・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。</p> <p>・証拠書類は、「使用月日」及び「国スポブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。 例：「但し、令和〇年〇月〇日、国スポブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」</p> <p>・光熱水費（冷暖房代等）は対象とする。</p> <p>&lt;会場設営等&gt;</p> <p>・看板代等は、作成した看板等にJKA補助事業であることが示されているものに限り対象となる。</p> <p>・看板等作成した場合は、看板等の写真を提出すること。</p> <p>・会場設営（看板代等含む）業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。</p> <p>※1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</p>	<p>※明細が不明な場合は対象外とする。</p>
機材・備品借上料	<p>期間中一時的に借上げるための経費（備品：イス、机等）</p>	<p>・見積書</p> <p>・契約書（1件20万円未満の場合は請書でも可）</p> <p>・請求書</p> <p>・領収書（または銀行振込伝票）</p>	<p>・証拠書類の宛名は「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。</p> <p>・1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。 ※契約書の写しを提出すること。ただし、会場備え付けの物品を借上げる場合は、この限りではない。</p> <p>※1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</p>	<p>※明細が不明な場合は対象外とする。</p>

※各証拠書類に「大会期間」と「令和6年度国スポブロック大会△△競技□□種目」を記載してください。